

食品リサイクル法の仕組み

主務大臣(環境大臣、農林水産大臣等)

基本方針の作成

- ・数値目標(平成18年度までに年間排出量の20%削減)
- ・再生利用等の方策 等
- 事業者の判断基準の策定
- ・発生抑制の基準 ・減量の基準 ・再生利用の基準 等

(実効確保措置)



指導・助言



勧告・命令等

(取組みが著しく不十分)

食品関連事業者

食品の製造、流通、販売、
外食など(約100万業者)

うち年間排出量100t以上の
者(約1万6千業者)

食品廃棄物全体の約6割

(促進のための措置)

登録

認定

再生利用事業者



食品循環資源

食品関連事業者

委託による再生利用を推進

食品関連事業者
(再生利用事業計画)

食品循環資源

有機農産物

再生利用事業者

農林漁業者等



特定肥飼料

利用を含めた計画的な再生利用を促進

- ・廃棄物処理法の特例(荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例(農林水産大臣への届出不要)